

別表2 見舞金・助成金・祝金給付請求書類

所定の見舞金・助成金・祝金請求書のほか下記の書類等が必要です。

必要書類	
病気入院見舞金	・入退院日・加入者が明記された診断書または退院証明書または領収書等のコピー
長期病気入院見舞金	・入退院日・加入者が明記された診断書または退院証明書または領収書等のコピー
災害通院見舞金	・通院日数・加入者名の明記された領収書等のコピー ・診察券等のコピー（当所が必要と認めた場合）
家族災害死亡見舞金	・死亡診断書のコピー ・加入者との続柄を証明する住民票、健康保険証等のコピー
成人祝金	・生年月日の記載されている公的書類のコピー
生活習慣病健診助成金	・請求書等不要 ・当所において該当者を確認し、割引金額での健診料の請求により支給する
優良従業員表彰助成金	・請求書等不要 ・当所において該当者を確認し、割引金額での請求により支給する
結婚祝金	・入籍を証明する公的書類のコピー
赤ちゃん誕生祝金	・戸籍謄本・母子手帳出生届出済証明・健康保険証等出生を確認できるもののコピー
子どもの小学校入学祝金	・小学校入学通知書または在学証明書のコピー
インフルエンザワクチン接種助成金	・接種日・加入者名・医療機関名等の明記された領収書等のコピー

※その他当所で必要と認めた書類の提出をもとめる場合がある

塩釜商工会議所「見舞金等の各制度」規約
(マリン共済制度)

(目的)

第1条 本制度は、当商工会議所が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する共済制度「マリン」の一部をなすものである。

(対象者)

第2条 本規約は、当商工会議所が運営する共済制度「マリン」のうち、当商工会議所が独自に給付を行う見舞金等の各制度について規定するものであり、その加入者は共済制度「マリン」に加入する当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員(以下、「加入者」という。)とする。

(給付内容)

第3条 本制度の給付は、見舞金・助成金・祝金とし、その内容は別表1に定める通りとする。また支払いはそれぞれ年1回を限度とする。

(脱退)

第4条 次のいずれかに該当した場合、加入者は、掛金が払い込まれている月の末日をもって共済制度「マリン」から脱退するものとする。共済制度「マリン」から脱退した加入者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

- (1) 会員事業所が当商工会議所の会員でなくなったとき
- (2) 会員事業所が共済制度「マリン」の掛金を期日までに支払わなかつたとき
ただし、別途定める猶予期間内に支払いがなされた場合はこの限りではない
- (3) 加入者が死亡または会員事業所を退職したとき
- (4) 共済制度「マリン」に加入した被保険加入者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員《暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む》、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力）に該当すると認められるとき、および反社会的勢力に関与していることが認められるとき

(給付手続き)

第5条 加入者は、見舞金、祝金等の支払い事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やかに当商工会議所に通知し、別表2に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。なお当年度の請求は当商工会議所年度末（3月末日）をもって締め切りとする。ただし年度末または年度をまたがる入院・通院に関してはこの限りではない。助成金、祝金については別表2に定めるとおりの手続きとする。

(時効)

第6条 見舞金・祝金・助成金の請求が事由発生後、3年以上経過したものは、給付されないものとする。

(付則)

- 1. この規約は、平成29年7月1日より実施する。

別表1 見舞金・祝金・助成金給付内容

<給付する場合>

●病気入院見舞金

加入より継続6カ月以上経過した加入者が、疾病により5日以上継続入院したときに、年1回（共済事業年度7月1日から翌年6月30日）を限度に1口1万円、2口2万円、3口3万円を支給する。ただし、定期保険（団体型）から給付があった場合は、支給しない。

●長期病気入院見舞金

加入より継続6カ月以上経過した加入者が、疾病により、実日数21日以上の継続入院をしたときに、年1回（共済事業年度7月1日から翌年6月30日）を限度に1口2万円、2口3万円、3口4万円を支給する。定期保険（団体型）から給付があった場合でも支給する。

●災害通院見舞金

加入者が傷害を被り、5日以上医療機関へ通院した場合に災害通院見舞金として支給する。（入院給付金が支給された場合は支給しない）

●家族災害死亡見舞金

加入者の特定親族が傷害を被り、死亡（傷害発生の日から180日以内に死亡した場合に限る。）した場合に家族災害死亡見舞金として支給する。

●成人祝金

加入者が6カ月以上継続加入し、成人したときに支給する。

●生活習慣病健診助成金

加入者が塩釜商工会議所の「生活習慣病健診」を受診した場合に生活習慣病健診助成として3,000円を支給する。

●優良従業員表彰助成金

加入者が塩釜商工会議所の「優良従業員表彰」を受ける場合に優良従業員表彰助成として3,000円支給する。

●結婚祝金

加入より継続6カ月以上経過した加入者が結婚した事業年度に支給する。ご夫婦ともに当制度に加入されている場合、重複して支払う。

●赤ちゃん誕生祝金

加入より継続6カ月以上経過した加入者のお子さんが誕生した事業年度に1人につき支給する。ご夫婦ともに当制度に加入されている場合、重複して支払う。

●子どもの小学校入学祝金

加入より継続6カ月以上経過した加入者の子が小学校に入学した事業年度に支給する。ご夫婦ともに当制度に加入されている場合、重複して支払う。

●インフルエンザワクチン接種助成金

加入より継続6カ月以上経過した加入者に支給する。保険期間内1回を限度とする。

<給付できない場合>

●共通

- ・会員事業所・加入者・特定親族の故意、重過失
- ・地震、噴火またはこれらによる津波
- ・戦争、破壊、テロ、内乱、暴動等
- ・核燃料物質等の放射性、爆発性、その他有害な特性による事故
- ・加入者の犯罪行為、精神障害、泥酔の状態を原因とする事故および加入者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき
- ・請求当月分の掛金が入金されないとき

●病気入院見舞金

- ・正常出産による入院の場合

●災害通院見舞金

- ・針灸、あんま、マッサージへの通院の場合

●家族災害死亡見舞金

- ・加入者の特定親族の疾病による死亡
- ・加入者の特定親族の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- ・加入者の特定親族が法令に定められた運転資格を持たないで、または、酒に酔ってもしくは麻薬、あへん、大麻または覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故を原因とするとき

- ・加入者の特定親族、見舞金を受け取るべきものが次の各号のいずれかに該当することを行っている間に生じた傷害

自動車、原動機付自転車、モーターポート（水上オートバイを含む。）ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行（いざれもそのための練習を含む。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦を行う。）をしている間。ただし、自動車または原動機付自転車を用いて、道路上でこれらのことを行っている間についてはこの限りではない。航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であると不定期便であるとを問わない。）以外の航空機（グライダーおよび飛行船を除く。）を操縦している間

一用語の定義一

- ・加入者：共済制度「マリン」に加入する事業主・役員および従業員
- ・特定親族：
 - ①加入者の配偶者
 - ②加入者の同居の親族なお、ここにいう加入者と特定親族との統柄は事故発生時におけるものをいう。
- ・傷害：急激かつ偶然な外来の事故による傷害事件

※身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含み、細菌性植物中毒は含まない。

- ・入院：医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること